

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	23
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	24
○建設業者に対する監督処分……………（建設情報課）	24
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	24
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	25
道公安委員会規則	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則……………	26

告 示	
北海道告示第816号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町厚南第2地区の換地計画を定めた。	
その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成22年12月22日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成22年12月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道告示第817号	
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成22年12月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石355地先・363の4地先・字奥尻690地先・695地先・703地先・705地先・708地先・712地	

先（以上8筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、676地先・678地先・679地先・680地先・689地先・691地先・692地先・693地先・694地先・704地先・709地先・710地先・711地先・713地先・714地先・714・字赤石349の2地先・356の2地先・356の3地先・361の1地先・386地先・387の1地先（以上21筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）	
(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備	
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
2(1) 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町瀬棚区島歌207地先・208地先・213地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、207・210・216の1・217の1から217の3まで・220の1・221の1・221の2・222から224まで・226・229（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）、209、225	
(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備	
(3) 指 定 施 業 要 件	
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法	
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。	
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第818号	
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	
平成22年12月21日	

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町・広尾町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大樹町・広尾町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第819号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成22年12月21日

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 足寄郡足寄町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第820号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成22年12月21日

- 1 処分をした年月日 平成22年12月7日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 株式会社佐藤工建 佐藤 正樹
- (2) 主たる営業所の所在地 中川郡中川町字中川430番地5
- (3) 建設業の許可の番号 (般-19、特-19) 上第421号
- 3 処分の内容
- (1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- (2) 営業停止の期間 平成22年12月21日から同月27日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。

北海道告示第821号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成22年12月21日

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
郵便局の沢川（Ⅱ-43-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡南富良野町金山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 立身の沢川（Ⅱ－43－0350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 公園の沢川（Ⅰ－61－0300） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市中央3丁目 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 量徳寺の沢川（Ⅰ－61－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市中央3丁目 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ホーライーの沢川（Ⅰ－61－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 稚内市宝来1丁目 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路春採2丁目4（Ⅰ－9－49－2770） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路市春採（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	北海道告示第822号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成22年12月21日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山1（Ⅱ－4－51－1567） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山2（Ⅱ－4－52－1568） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山3（Ⅰ－4－58－2201） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山4（Ⅰ－4－59－2202） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
--	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山5（Ⅰ－4－60－2203） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山6（Ⅱ－4－53－1569） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山7（Ⅰ－4－61－2204） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南富良野金山8（Ⅰ－4－62－2205） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 空知郡南富良野町金山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路春採2丁目5（Ⅰ－9－50－2771） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路市春採2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 稚内中央3丁目（Ⅰ－6－8－2343） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 稚内市中央3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	道 公 安 委 員 会 規 則
	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 をここに公布する。 平成22年12月21日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第5号 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する 規則 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安 委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第1条中「国家公安委員会の所管する法令」を「法令又は条例（以下「法令等」とい う。）」に、「法令に」を「法令等に」に改める。 第3条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「第5条第1項」の次に「及び北海道行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情 報通信技術利用条例」という。）第3条第1項」を加え、「法令の」を「法令等の」に改め、

同条第2項中「法令」を「法令等」に改める。

第4条第1項中「国家公安委員会規則第5条第2項の規定により」を削り、「第3条第1項」の次に「又は情報通信技術利用条例第3条第1項」を加え、同条第2項中「法令」を「法令等」に改め、同条第3項中「情報通信技術利用法第3条第1項」の次に「及び情報通信技術利用条例第3条第1項」を加え、同条第4項及び第5項中「法令」を「法令等」に改める。

第5条中「第3条第3項」の次に「及び情報通信技術利用条例第3条第3項」を加える。
別表第1に次のように加える。

北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文
---------------------------	--------

別表第3に次のように加える。

北海道情報公開条例	第13条本文
-----------	--------

附 則

この規則は、平成23年1月4日から施行する。

正 誤

○平成22年6月22日（第2189号）
北海道告示第499号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
38	左	7
誤	中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）	
正	中川郡本別町（ <u>国有林</u> 、 <u>次の図に示す部分に限る。</u> ）、 <u>本別町（次の図に示す部分に限る。）</u>	

38	左	13
誤	本別町（次の図に示す部分に限る。）	
正	<u>本別町（国有林）</u> 、 <u>本別町（次の図に示す部分に限る。）</u>	